

流山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○流山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例 平成5年6月30日条例第22号 (登録申請の審査) 第4条 市長は、前条第1項の申請があったときは、当該申請をした者が当該申請に係る認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「施行規則」という。）第18条の3第1項の規定により作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項と照合するなど、当該認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項等について審査しなければならない。 (代理人による申請) 第12条 施行規則第19条第1項の規定により代表者等の代理人の告示が行われている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。 2 前項の場合において、第3条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとするもの」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとするものの代理人」と、第4条中「代表者等」とあるのは「代表者等の代理人」と、第8条及び第11条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」と読み替えて適用するものとする。	○流山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例 平成5年6月30日条例第22号 (登録申請の審査) 第4条 市長は、前条第1項の申請があったときは、当該申請をした者が当該申請に係る認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「施行規則」という。）第21条第2項の規定により作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項と照合するなど、当該認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項等について審査しなければならない。 (代理人による申請) 第12条 施行規則第19条第1項第1号トの規定により代表者等の代理人の告示が行われている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。 2 前項の場合において、第3条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとするもの」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとするものの代理人」と、第4条中「代表者等」とあるのは「代表者等の代理人」と、第8条及び第11条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」と読み替えて適用するものとする。